

単身特約契約書

賃貸人（以下「甲」という）と、株式会社ふれんず宅建保証（以下「丙」という）は、下記契約の「保証契約」に基づき、単身特約契約を締結する。

記

承認番号 _____

物件所在地 _____

物 件 名 _____

賃借人（乙） _____

保証期間 令和 年 月 日から本物件の退去明渡し日まで

- 第1条 保証契約に届出のある入居者が専有部分で死亡した場合、その確認ができる書面をもって、上限60万円（消費税込み）の範囲内で特殊清掃、残置物の撤去費用を丙が負担するものとする。
- 第2条 保証料は10,000円とする。
- 第3条 保証期間は単身特約契約締結日より本物件の退去明渡し日までとする。
- 第4条 単身特約は個人契約で住居用プランの専有部分に限る。
- 第5条 甲は死亡事案が発覚した場合、速やかに報告する。
- 第6条 特殊清掃とは、消臭、消毒や体液、血痕の除去等を行うものであり、リフォームを目的とするものではない。
- 第7条 特殊清掃、残置物の撤去作業は丙指定の業者にて行う。
- 第8条 特殊清掃、残置物撤去の費用が60万を超える場合は、丙と甲と協議の上、特殊清掃・残置物の撤去等の作業を進める。
- 第9条 丙は単身特約について、本物件の管理会社又は賃貸人等に過失が認められる場合、その他重大な法令違反がある場合はこれを免責とする。
- 第10条 本物件に同居人が追加された場合、当然にこの特約は適用されない。

以上

以上のとおり確認した証として本書2通を作成し、甲、丙各1通ずつ所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

丙 住 所

福岡市博多区古門戸町 1-13

ル・モンド博多2階

氏 名

株式会社ふれんず宅建保証

印